

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

名勝三方五湖の自然と熊川宿の歴史、人がつながるまちづくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県、福井県三方上中郡若狭町

## 3 地域再生計画の区域

福井県三方上中郡若狭町の全域

## 4 地域再生計画の目標

平成 17 年 3 月 31 日に、旧三方町と旧上中町の 2 町が合併し、人口 17,380 人の「若狭町」が誕生した。若狭町は、福井県南西部の若狭湾沿岸中央部に位置し、リアス式海岸特有の変化に富んだ海岸線を有しており、北部には若狭湾国定公園や名勝三方五湖、南部には滋賀県境に連なる山々と一級河川北川に沿って豊かな水田地帯が織り成す田園風景がみられるなど、美しい個性豊かな自然景観が形成されている。古くは縄文時代草創期から中期となる鳥浜貝塚遺跡や、「御食国」(みけつくに)として朝廷に食材を献上したといわれる 5 世紀中期の古墳群、江戸時代の宿場町の町並みを今に留める鯖街道熊川宿など、いずれも歴史資産として地域住民の誇りであり、関西や中京方面から年間 140 万人を超える観光客がこれらの観光資源を訪れている。

当町は、このように自然と歴史に恵まれ、古くから京都や奈良といった関西と若狭を結ぶ交通の要衝ではあるが、町内の幹線道路は、町を屈曲しながら横断する国道 27 号と国道 303 号のみであり、これを補完しながら広域農道が並走している。今後、新町としての一体感を醸成し、各地域間交流の活性化を図るため、道路整備によって緊急時や観光での移動が短縮され、年間を通じて普通車や大型車が通行可能となり、周辺観光拠点間のアクセスが大幅に改善され、国道の代替輸送ルートが確立されるほか、国道及び町道が効率的に繋がることから沿線集落内へ緊急車両が容易に進入可能になると同時に通勤通学路としての安全性も確保される。また、林道の舗装整備によって、間伐や抜き伐り等が必要な森林資源を近隣の木材流通センターや合板工場へ効率的かつ安全に輸送でき、間伐材の搬出など木材の流通が加速的に促進され、地域の活性化に資することが可能となる。

これら、町道及び林道整備は道整備交付金を活用して一体的に整備し、地域の生活、産業及び観光を支える効率的かつ安全な道路ネットワーク環境の構築を図ることで、「名勝三

方五湖の自然と熊川宿の歴史、人がつながるまちづくり計画」を達成し、地域再生が図られる。

- (目標 1) 消防署から藤井及び相田集落へのアクセス改善(緊急車両等の到着時間短縮約 5 分 約 3 分)
- (目標 2) 熊川宿から三方五湖への観光拠点間のアクセス改善(主要観光地拠点間の所要時間短縮約 30 分 約 20 分)
- (目標 3) 安全性及び走行性の向上による効率的な森林整備と間伐材等の搬出促進(間伐実績面積: 16ha 18ha に増加)
- (目標 4) 参加及び体験型観光の推進による交流人口の創出(町観光入込客数: 140 万人 147 万人に増加)

## 5 目標を達成するために行う事業

### (5 - 1) 全体の概要

新道と末野を結ぶ町道 10 号線は現道幅員約 3.0m で冬期間通行止めであるが、本整備により幅員が 8.0m の 2 車線道路に拡幅し国道 303 号と国道 27 号がバイパス的に直結される。これにより、緊急時や観光で大きく迂回を強いられてきた三方地区への移動が短縮され、年間を通じて普通車や大型車が通行可能な道路となり、周辺観光拠点間のアクセスが大幅に改善されると同時に、通行規制区間のある国道 27 号の代替輸送ルートが確立される。

町道鳥浜横渡線は現道幅員約 4.0m で、消防署や町役場及びショッピングセンターなどが所在する市街地を縦貫する町道であるが、本整備により幹線道路の国道 27 号、国道 162 号及び町道梅街道線が効率的に繋がることから沿線の南前川、藤井及び相田集落内へ緊急車両が容易に進入できるようになり、通勤通学路としての安全性も確保される。

若狭町の西側に位置している林道海土坂線(平成 15 年 4 月 1 日若狭地域森林計画に記載済み)は林業生産基盤として重要な森林管理道であると同時に若狭幹線(森林基幹道)と県道を結ぶ唯一のアクセス道としても重要な役割を果たしている。

特に、当該林道の利用区域内やその周辺地域においては、間伐や抜き伐り等が必要な森林資源を豊富に有しており、下流域の若狭木材流通センターや近隣の合板工場への間伐材大量出荷が期待されている。このため、本事業で舗装工が実施されることにより、効率かつ安全な輸送形態が確立され、木材の流通が加速的に促進され、下流地域の活性化に資することとなる。

### (5 - 2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

## 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

町道；道路法に規定する市町村道に次のとおり認定済み

- ・ 町道 10 号線 平成 13 年 3 月 19 日認定
- ・ 町道鳥浜横渡線 平成 6 年 3 月 18 日認定

林道；森林法による若狭地域森林整備計画に路線を掲載

- ・ 林道海土坂線 平成 15 年 4 月 1 日記載

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・ 町 道（若狭町） 福井県・若狭町
- ・ 林 道（若狭町） 若狭町

[事業期間]

- ・ 町 道（平成 19 年度～平成 23 年度）
- ・ 林 道（平成 20 年度～平成 21 年度）

[整備量及び事業量]

- ・ 町道 5.36km、林道 0.86km
- ・ 総事業費 1,280,000 千円（うち交付金 635,000 千円）  
（内訳） 町道 1,250,000 千円（うち交付金 625,000 千円）  
林道 30,000 千円（うち交付金 10,000 千円）

## （ 5 - 3 ） その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「名勝三方五湖の自然と熊川宿の歴史、人がつながるまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

農林水産省の「流域森林総合整備事業」「森林整備地域活動支援交付金事業」、福井県の「地域森林育成支援事業」「間伐促進緊急特別対策事業」「山間集落安全対策緊急支援事業」「間伐材集合利用促進補助金事業」並びに町事業を総合的に推進し、間伐及び保育を推進する。

未来を担う地域の子もたちが森林資源の大切さを学ぶために町事業で「広葉樹植栽事業」を実施し、広葉樹の植林を行うなど啓蒙活動を推進する。

「若狭・三方五湖ツーデーマーチ」事業の実施により、全国のウォーカーや町民ら参加者が、自身の健康と、林道を歩くことで、森林に親しみ風光明媚な若狭湾国定公園やラムサール条約登録湿地の名勝三方五湖の眺望を林道から眺め、ふるさと再発見及び観光

交流人口の増加を推進する。

6 計画期間

平成 19 年度～平成 23 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし